

事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議 運営要領

事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 連絡会議において配付された資料は、原則として、公表する。
- 2 連絡会議の議事録は、原則として、公表する。
- 3 次の各号に掲げる場合においては、連絡会議の決定を経て、資料もしくは議事録の一部又は全部を非公表とすることができる。
 - 一 率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる場合
 - 二 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - 三 その他中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合
- 4 この運営要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。